平成28年2月8日(月曜日)

議事日程 第1号

平成28年2月8日(月曜日)午後2時開議

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 議席の指定

日程第 3 会議録署名議員の指名

日程第 4 会期の決定

日程第 5 議案第1号 平成27年度玉村町一般会計補正予算(第7号)

日程第 6 議案第2号 工事請負契約の締結について

日程第 7 議案第3号 訴えの提起について

日程第 8 議案第4号 訴えの提起について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(16人)

渡邊俊彦君 1番 月 田 均 君 2番 3番 内 國 雄 君 4番 笠 原 則 孝 君 石 5番 齊 藤 嘉 和 君 6番 備前島 久仁子 君 7番 端 宏 和 榮 一 Ш 君 8番 島 田 君 9番 町 田 宗 宏 君 三 友 美惠子 君 10番 11番 沢 浩 君 12番 浅 見 武志 柳 君 13番 石川 眞男 君 14番 宇津木 治宣 君 15番 筑 井 あけみ 君 16番 髙 橋 茂 樹 君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

二君 町 長 角 田 紘 教 育 長 新 井 道 憲 君 総務課長 井 弘 仁 君 経営企画課長 田 邦 夫 君 高 金 税務課長 健康福祉課長 井 野 成 美 君 月 田 昌 秀 君 子ども育成課長 齌 藤 修 君 住 民 課 長 隆 之 君 Щ 口 生活環境安全 斉 藤 経済産業課長 義 治 正君 大 谷 久 君 長 都市建設課長 之 君 上下水道課長 高 橋 雅 萩 原 保 宏 君 会計管理者 金 井 満 隆 君 学校教育課長 小板橋 保 君 兼会計課長 生涯学習課長 小 柴 可 信君

事務局職員出席者

議会事務局長 石 関 清 貴 庶 務 係 兼 松 田 純 一 議事調査係長

主 查 平 野 里都子

○開会・開議

午後2時開会・開議

◇議長(高橋茂樹君) ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、これより平成28年玉村町議会第1回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

〇日程第1 諸般の報告

◇議長(髙橋茂樹君) 日程第1、諸般の報告を申し上げます。

初めに、議員の異動でありますが、平成28年1月24日執行の玉村町議会議員補欠選挙において、 月田均氏が当選されましたので、報告いたします。

次に、閉会中の委員の選任の件ですが、月田均議員を玉村町議会委員会条例第6条第4項ただし書きにより、文教福祉常任委員会委員に選任し通知しましたので、報告いたします。

次に、閉会中の特別委員の辞任及び選任の件ですが、三友美惠子議員から議会広報特別委員を辞任 したいとの申し出がありましたので、玉村町議会委員会条例第11条第2項ただし書きによりこれを 許可しました。

なお、後任の議会広報特別委員には、玉村町議会委員会条例第6条第4項ただし書きにより、月田 均議員を選任し通知しましたので、報告いたします。

○新議員の紹介

◇議長(髙橋茂樹君) ここで、新議員の紹介をいたします。

月田均議員には、登壇し、自己紹介をお願いいたします。

[1番 月田 均君登壇]

◇1番(月田 均君) ただいまご紹介いただきました月田均と申します。

議員として、玉村町、そして玉村町に住む人のために全力で頑張りたいと思います。よろしくお願いたします。

私は、玉村町生まれ、玉村町育ちということで、うちの父も母も同じなのですが、私、子供は今一緒に住んでいないのですが、将来、玉村町に帰ってくるという話になっています。それが理由ではないのですが、やはりこの町で生まれ育った者として、玉村町をいい町にしたいなというふうに考えています。そのために私は、いい町なのですが、誰かが頑張っていい町にしてくれるかという考えでいたのですが、やはりこの町をよくするためには自分が努力しなければいけないということで、この1月の町長選にあわせて町会議員の選挙がありまして、それに立候補して、おかげさまで当選することができました。大変ありがとうございました。

私が考えるいい町というのはどういう町かといいますと、今、町では少子高齢化とか、財政難ということで、対策しなければいけないことがたくさんありますけれども、それらを含めまして、玉村町の方が幸せを感じる、そういった町にしていくことが必要かということで考えています。選挙戦でもいろいろ申し上げたのですが、全町民の幸せづくりということを念頭に置いて全力でこれから働いていきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

◇議長(髙橋茂樹君) 以上で新議員の紹介を終了いたします。

〇日程第2 議席の指定

◇議長(髙橋茂樹君) 日程第2、議席の指定を行います。

今回当選されました月田均議員の議席は、玉村町議会会議規則第4条第2項の規定により、議席番号1番と指定いたします。

〇日程第3 会議録署名議員の指名

◇議長(髙橋茂樹君) 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、玉村町議会会議規則第127条の規定により、6番備前島久仁子議員、7番川端宏和議員の両名を指名いたします。

〇日程第4 会期の決定

◇議長(髙橋茂樹君) 日程第4、会期の決定について。

本臨時会の会期につきましては、去る2月4日及び本日10時30分から議会運営委員会を開催し、 審査をしておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

備前島久仁子議会運営委員長。

〔議会運営委員長 備前島久仁子君登壇〕

◇議会運営委員長(備前島久仁子君) 議会運営委員長の備前島久仁子でございます。

平成28年玉村町議会第1回臨時会が開催されるに当たり、本日午前10時30分より役場4階会議室において議会運営委員会を開催し、議事日程を作成いたしましたので、報告申し上げます。詳細につきましては、お手元に配付してあるとおりでございます。

本臨時会の会期は、本日1日限りといたします。

今臨時会に町長から提案される議案は、一般会計の補正予算に関する議案等、4議案が予定されて おります。

本臨時会の効率的かつ円滑な議会運営ができますよう、各位のご協力をお願い申し上げまして、報告といたします。

◇議長(髙橋茂樹君) 以上で議会運営委員長の報告を終了いたします。

お諮りいたします。

平成28年玉村町議会第1回臨時会の会期は、ただいま議会運営委員長から報告のありましたとおり、本日1日限りとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(髙橋茂樹君) ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

〇町長挨拶

◇議長(髙橋茂樹君) この際、町長から発言を求められておりますので、これを許します。 町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長(角田紘二君) 本日、平成28年玉村町議会第1回臨時会の開催に当たり、私のまちづくりに対する姿勢と所信を申し上げ、町議会議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げる次第でございます。

私は、先月に行われました町長選挙におきまして、町民の皆様から温かいご支援を賜り、町長に就任させていただきました。今、町長としての責任の重さを実感しているところでございます。

また、町長選挙を通じて、町民の皆様に約束いたしました基本施策につきましては、町民の皆様との対話を重視するとともに、議員各位や職員との意思疎通を密にし、公約実現に向けて、不退転の決意で誠心誠意取り組んでまいる所存でありますので、重ねて、より一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

それでは、私の今後のまちづくりについての所信を申し述べます。公約としては、1番として、町の人口をふやし、町の活性化を図ります。2番として、町の財政の健全化と玉村町発展の基盤をつくります。

玉村町の人口は、昨年までの10年間に1,300人減少し、将来の人口推計では2040年には、今のままでは2万8,000人になる見込みです。2040年には、若年女子人口は2010年と比べて56.3%減少すると言われており、日本創成会議の増田レポートでは消滅都市とされています。町の人口減少にストップをかけ増加に転ずることは、喫緊にすべき政策であります。そのためには、子育て支援の充実、内容として、病児保育、保育時間の延長、児童館の有効利用を図ります。小学生の給食費を半額補助します。東京都との連携を図りシニアタウンをつくり、人口の増加と地域の産業や農業の活性化を推進します。小中学校の2学期制を3学期制に移行することにより、教育の充実に努めます。

2番目の財政の健全化と玉村町発展の基礎づくりについて申し述べます。経常収支比率は、26年度、96.8%と年々次第に悪化しており、財政調整基金も25年度31億円から26年度19.8

億円と減少し、私が町長となり聞くところでは、27年度13億円に減少しているとのことであります。正確な数字は27年度決算において皆様にお示しすることができると思いますが、いずれにいたしましても、現在の玉村町の財政は危機的な状態に陥っていると判断しております。このような状態では、玉村町のかじ取りを任せられたわけでありますが、早急にすべきは、道の駅玉村宿の赤字解消として、地元産の肉、野菜を活用する等の新規事業に取り組みます。同時に必要な道路新設の中止を含め、赤字を生む体質を見直すことが必要であります。さらに、将来の発展の基礎づくりとして、前橋、高崎との連携のもとに前橋与六分線に新橋をかけ、あわせて周辺の土地の都市計画を見直します。

このためには、町議会並びに町民の皆様のご理解とご協力がなければできませんので、よろしくお 願いいたします。

さらに、玉村町が発展するために、次のような種々の施策を財政の状況を見ながら実行に移してい きたいと考えております。

まず、東毛広幹道の沿線開発や農業所得向上のための新たな担い手育成、認定農業者、法人経営の 質の向上による所得の向上、五料・飯倉地区における所得増大に向けた対策など、税収増と活力のあ る玉村町をつくります。

次に、救急医療から終末期医療まで、住民が生涯安心して過ごせるような医療、介護の整備、生活 習慣病、がん検診等の受診率を上げ、疾病予防に取り組むことによる医療費、介護費の削減、想定で きる災害に備え、住民の救急体制を確立するなど、医療、介護の充実を図ります。

次に、バス路線とたまりんの連携でどこでも行けるようにするなど、東毛広幹道のバス路線の実現とたまりんの見直しによる便利で住みやすい町を実現します。

次に、外国語指導助手、ALTを各小中学校に1名配置し、英語教育の充実を図るなど、教育の充 実と県立女子大学との連携を図ります。

最後に、JA芝根・JA上陽跡地を活用した地域コミュニティーセンターの充実、粗大ごみの地区 回収を無料で年4回実施を推進するなど、地域のコミュニティーを大切にする町を推進します。

以上、いろいろと述べてまいりましたが、今後4年間、全力を挙げて仕事を進めてまいりたいと思っており、玉村町の発展に全身全霊を傾ける覚悟でございます。

いずれにいたしましても、執行と議会とが車の両輪となって、ある程度の緊張感を持ちながら、町 民の幸せと町の発展のために努力することが最も大切なことであると考えております。町議会議員各 位並びに町民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げ、私の所信とさせていただきます。どうぞよ ろしくお願いします。

〇日程第5 議案第1号 平成27年度玉村町一般会計補正予算(第7号)

◇議長(高橋茂樹君) 日程第5、議案第1号 平成27年度玉村町一般会計補正予算(第7号)を 議題といたします。 これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長(角田紘二君) 議案第1号 平成27年度玉村町一般会計補正予算(第7号)についてご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に9,314万円を追加し、歳入歳出予算の総額を125億6,435万9,000円とさせていただくとともに、繰越明許費の追加をさせていただくものでございます。

既にご承知のとおり、1月20日、安倍内閣が掲げる一億総活躍社会の実現に向けた緊急施策を中心とする総額3兆3,213億円の補正予算が参議院で可決成立いたしました。この補正予算の緊急施策となります最低賃金、賃金引き上げを通じた消費の喚起につきまして、賃金引き上げの恩恵が及びにくい低所得の高齢者を支援するため、臨時福祉給付金(名称は、低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金となります)として、3,624億円が盛り込まれたところでございます。

この臨時福祉給付金の支給事務につきましては、全国の市町村で実施することとなりますので、年 金生活者等支援臨時福祉給付金事業として、給付費、事務費などの経費を民生費に、システム改修経 費を総務費にそれぞれ追加するものでございます。

なお、本事業については、年度内に完了することができないため、全て翌年度に繰り越して実施させていただくものでございます。

また、子ども・子育て支援制度改正による多子世帯、ひとり親世帯保育料の負担軽減に伴うシステム改修経費を総務費に、未熟児養育医療による給付が急遽生じたため衛生費に、それぞれ追加するものでございます。

以上が補正内容ですが、これらの事業の財源としては、国県支出金、地方交付税を予定しております。

よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長(髙橋茂樹君) 提案説明が終了いたしました。

これより本案に対する質疑を求めます。

13番石川眞男議員。

[13番 石川眞男君発言]

◇13番(石川眞男君) 9ページ、年金生活者等支援臨時福祉給付金事業、これに関してなのですけれども、いわゆる要件の整った人に3万円支給する、この件ですよね。その件で、どのような要件なのか。それで、玉村町では何人ぐらい該当するか。その給付方法、これをちょっとお尋ねします。担当課長で結構です。

◇議長(髙橋茂樹君) 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 月田昌秀君発言〕

◇健康福祉課長(月田昌秀君) お答え申し上げます。

対象者につきましては、平成27年度簡素な給付措置の支給対象者のうち、26年度、27年度、 臨時福祉給付金を行っております。その対象者、そのうち平成28年度に65歳以上となる者という ことになっております。支給額は3万円、対象者は2,800人を予定しております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

◇議長(髙橋茂樹君) 13番石川眞男議員。

[13番 石川眞男君発言]

- ◆13番(石川眞男君) 給付方法も尋ねたのですけれども。消費税の増額のときと同じように、要するに連絡をして、町にとりに来てくれというか、そういった形ですか。方法。
- ◇議長(髙橋茂樹君) 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 月田昌秀君発言〕

- ◇健康福祉課長(月田昌秀君) その対象者に通知を申し上げまして、申請を上げていただくということになります。よろしくお願いいたします。
- ◇議長(髙橋茂樹君) ほかに質疑ありませんか。

1番月田均議員。

[1番 月田 均君発言]

- ◇1番(月田 均君) 2,800人というこということなのですが、対象者、65歳以上の何割に 当たるのでしょうか。全体というか、65歳以上の方の何割。済みません。全体の人数わからないの で、2,800人は、65歳対象者としては何割に当たるのでしょうか。
- ◇議長(髙橋茂樹君) 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 月田昌秀君発言〕

- ◇健康福祉課長(月田昌秀君) 約4割ぐらいになると思います。65歳以上が7,000人ぐらい。
- ◇議長(髙橋茂樹君) 休憩します。

午後2時23分休憩

午後2時23分再開

- ◇議長(髙橋茂樹君) 再開します。
- ◇議長(髙橋茂樹君) 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 月田昌秀君発言〕

◇健康福祉課長(月田昌秀君) 申しわけございません。

高齢化率、約20%でございますので約7,000人として、2,800人ですから約4割ということでございます。よろしくお願いいたします。

◇議長(髙橋茂樹君) 1番月田均議員。

[1番 月田 均君発言]

◆1番(月田 均君) 私が考えていた以上に率が多いのですが、例えば農家で普通に農業をしているような方というのは大体対象になってしまうのですか。サラリーマンでなくて、ずっと農業をしていたような方はその対象者になるということなのですか。

◇議長(髙橋茂樹君) 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 月田昌秀君発言〕

- ◇健康福祉課長(月田昌秀君) 対象者は町民税の非課税世帯ということでご理解いただきたいと思います。
- ◇議長(髙橋茂樹君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

◇議長(髙橋茂樹君) 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(髙橋茂樹君) ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

[「なし」の声あり]

◇議長(髙橋茂樹君) 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(髙橋茂樹君) ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(髙橋茂樹君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

〇日程第6 議案第2号 工事請負契約の締結について

◇議長(髙橋茂樹君) 日程第6、議案第2号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。 これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長(角田紘二君) 議案第2号 工事請負契約の締結について説明を申し上げます。

小中学校空調設備新設工事につきましては、条件つき一般競争入札を行ったところ、5業者の参加申し込みがあり、1月20日に入札執行をいたしました結果、玉村町大字藤川87-1、マルフク電気株式会社、玉村営業所長峯岸茂幸が、消費税込み4億4,280万円で落札いたしました。

つきましては、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、本工事は、近年の猛暑を受け、(現在、大規模改造工事で整備を行っている中央小学校を除く)管内公立小中学校6校の授業で必要な教室全てにエアコンを整備し、夏場の教育環境の改善を図るものでございます。

よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

- ◇議長(髙橋茂樹君) 提案説明を終了いたしました。
 - これより本案に対する質疑を求めます。
 - 9番町田宗宏議員。

[9番 町田宗宏君発言]

- ◇9番(町田宗宏君) 最近の夏の暑さは、7月の中旬ごろからかなり暑くなるのです。したがいまして、可能ならば、7月の中旬ごろに工事を終わって冷房をきかせるようにできれば、大変子供たちの勉強にいいのではないかと思いますが、この完成の時期、8月26日を7月の15日ごろに繰り上げることは不可能でしょうか。
- ◇議長(髙橋茂樹君) 総務課長。

〔総務課長 高井弘仁君発言〕

- ◇総務課長(高井弘仁君) 工事によりまして、工事の金額とか特殊性によりまして工期というものが決まっております。それを工期をとる期間を縮めるというわけにはなかなかまいりません。ただし、議員おっしゃるとおり、子供たちのためにということでありますので、できる限り早く工事を終了して使えるようにしていきたいというふうに考えております。
- ◇議長(髙橋茂樹君) 9番町田宗宏議員。

[9番 町田宗宏君発言]

- ◇9番(町田宗宏君) よろしくお願いします。終わります。
- ◇議長(髙橋茂樹君) ほかに質疑ありませんか。

1番月田均議員。

[1番 月田 均君発言]

- ◆1番(月田 均君) エアコンを入れますと、当然夏に電気料金というのがいっぱいかかってくる と思うのですが、どのくらいの電気料金を見ているのでしょうか。あと、省エネという話がよく出て いるのですが、省エネに対してはどんなことが含まれているか、教えてください。
- ◇議長(髙橋茂樹君) 学校教育課長。

[学校教育課長 小板橋 保君発言]

◇学校教育課長(小板橋 保君) 月田議員ご指摘の電気代につきましては、当然エアコンを入れますと電気代がふえるということは予定しております。その分、増額は検討してございます。ただ、エアコンの入れ方も、暑いからすぐ入れるという形ではなくて、計画的に、1階、2階、3階をそれぞれ分けて入れると、そういう入れ方をつくってございます。そのマニュアルを各学校のほうに配付をいたしまして、計画的に電気を入れると。それで、なるたけ電気料金のほうのアップを抑えていきたいと、こういう形で考えておりますので、よろしくお願いいたします。

◇議長(髙橋茂樹君) 1番月田均議員。

〔1番 月田 均君発言〕

◇1番(月田 均君) あと、機器の省エネというものに関しては検討されましたか。いろいろ省エネ機器というのがあるのですが、そのいろんな機器の中で、こういうのがいいとか、何かそういうものを選定したことがありますか。例えば地中熱ヒートポンプとか、そういうのもあるのですけれども、そういうのがあったかどうか。

◇議長(髙橋茂樹君) 学校教育課長。

〔学校教育課長 小板橋 保君発言〕

◇学校教育課長(小板橋 保君) その辺は、なるたけ今の製品につきましては省エネ型になっているということで考えておりますので、当然それを考えて入れたという形でお答えしたいと思います。 よろしくお願いいたします。

◇議長(髙橋茂樹君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

◇議長(髙橋茂樹君) 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(髙橋茂樹君) ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

[「なし」の声あり]

◇議長(髙橋茂樹君) 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(髙橋茂樹君) ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(髙橋茂樹君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

- 〇日程第8 議案第4号 訴えの提起について

◇議長(髙橋茂樹君) 日程第7、議案第3号 訴えの提起について及び日程第8、議案第4号 訴 えの提起についての2議案を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(髙橋茂樹君) ご異議なしと認めます。

よって、日程第7、議案第3号及び日程第8、議案第4号の2議案を一括議題とすることに決定い たしました。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

議案第3号と議案第4号の訴えの提起につきましては、提案理由が2議案と も同じ趣旨でございますので、一括してご説明申し上げます。

本案につきましては、学校給食費納入に対する公正、公平の保持と未納額累積の防止を目的として、 長期間にわたり学校給食費を滞納している保護者として、未納学校給食費の納入を求めるものであり ます。

議案書記載の相手方ら、(以下「相手方ら」という。)は、再三にわたる支払督促文書の送付や訪 問を繰り返したにもかかわらず、納入に対し、全く誠意の見られない保護者として、やむを得ず本町 より、相手方らに対し、民事訴訟法第383条第1項の規定により平成27年11月19日、伊勢崎 簡易裁判所に支払督促の申し立てを行ったところ、求める支払督促に関し、相手方らから伊勢崎簡易 裁判所に督促異議申立書の提出がありましたので、民事訴訟法第395条の規定により、支払督促の 申し立て時にさかのぼって訴えの提起を行ったものとみなされることから、今回、地方自治法第96 条第1項第12号の規定により議会の議決をいただきまして、訴訟手続に移行させていただくもので す。

以上、ご審議の上、ご議決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

◇議長(髙橋茂樹君) 以上で2議案に係る提案説明を終了いたします。

日程第7、議案第3号 訴えの提起について、これより本案に対する質疑を求めます。

4番笠原則孝議員。

[4番 笠原則孝君発言]

- ◇4番(笠原則孝君) 異議申し立てというのは、どんな状況で異議申し立てだったのですか。ちょ っと詳しく聞きたいのですが。
- ◇議長(髙橋茂樹君) 学校教育課長。

〔学校教育課長 小板橋 保君発言〕

- ◇学校教育課長(小板橋 保君) 相手からの申し出につきましては、分割で納入したいということ でお話がありましたけれども、うちのほうといたしましては訴えのとおりの内容の判決を求めたいと いう形になってございます。よろしくお願いいたします。
- ◇議長(髙橋茂樹君) 4番笠原則孝議員。

[4番 笠原則孝君発言]

- ◇4番(笠原則孝君) 一応分割では納得できないということで出したわけですか、裁判所のほうへ。
- ◇議長(髙橋茂樹君) 学校教育課長。

〔学校教育課長 小板橋 保君発言〕

◇学校教育課長(小板橋 保君) うちのほうで、この方につきましては、再三話し合いの機会を持つように連絡をとっておりましたけれども、この支払いの督促、これをするまではほとんどうちのほうとの話し合いに乗ってきませんでした。そういうことで、うちのほうも、話し合いはもうできないと、こういう形で考えましたので、支払い督促を行ったと。それに対しまして異議が出てきたので、今回の訴えの提起になったと、こういう形でございますので、よろしくお願いいたします。

◇議長(髙橋茂樹君) 4番笠原則孝議員。

[4番 笠原則孝君発言]

- ◇4番(笠原則孝君) それでは、以前何回も約束をほごにされたということで、それでしようがないので裁判に訴えたと。そうしたら、向こうがそれに対しての条件をつけてきたのだけれども、一応それはもう過去のことであって、現在は訴えたそちらで進めると、こういうことですね。
- ◇議長(髙橋茂樹君) 学校教育課長。

〔学校教育課長 小板橋 保君発言〕

- ◇学校教育課長(小板橋 保君) そのとおりでございます。
- ◇議長(髙橋茂樹君) ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長(髙橋茂樹君) 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(髙橋茂樹君) ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

[「なし」の声あり]

◇議長(髙橋茂樹君) 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(髙橋茂樹君) ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(髙橋茂樹君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第4号 訴えの提起について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長(髙橋茂樹君) 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(髙橋茂樹君) ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

[「なし」の声あり]

◇議長(髙橋茂樹君) 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(髙橋茂樹君) ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(髙橋茂樹君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○字句等整理委任について

◇議長(髙橋茂樹君) お諮りいたします。

玉村町議会会議規則第45条の規定に基づき、本会議の議決の結果、その条項、字句、数字、その 他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議あり ませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(髙橋茂樹君) ご異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

〇閉 会

◇議長(髙橋茂樹君) 以上をもちまして、本臨時会に上程されました議案の審議は全て終了いたしました。慎重審議いただき、まことにありがとうございました。

これをもちまして、平成28年玉村町議会第1回臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。 午後2時38分閉会